

	できる時間帯		二箇所
	駐車場の自動 車の出入口	出入口の数	
荷さばき施設において荷さばき を行うことができる時間帯	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり	午前六時から午後十時まで

二 届出年月日

令和五年四月七日

三 届出及び添付書類の縦覧

- 1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び小松島市産業振興部商工観光課
- 2 縦覧の期間 令和五年五月二日から同年九月二日まで
- 3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

- 1 意見書の提出先
 - 郵便番号七七 八五七
 - 徳島市万代町一丁目一番地
 - 徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当
 - 電話番号 八八 六二一 二三六七
- 2 意見書に記載すべき事項
 - (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (二) 意見の内容
 - (三) 意見を述べる理由
- 3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び小松島市産業振興部商工観光課において公告の日から一月間縦覧に供する。